

佐伯市国土強靱化地域計画

令和2年3月 策定

令和7年 月 改定

目 次

第1章 本計画の基本的な考え方

1. 国土強靱化の目的及び本計画の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の推進及び見直し	4
4. 基本目標及び基本方針	5

第2章 本市の特性及び想定する自然災害

1. 本市の特性	6
2. 想定する自然災害	7

第3章 脆弱性評価及び対応施策

1. 事前に備えるべき目標	9
2. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	10
3. 施策分野	12
4. 対応施策	12
5. リスクシナリオごとの対応施策	13
6. 個別施策分野ごとの対応施策	46
7. 横断的分野ごとの対応施策	50
8. リスクシナリオ、個別施策分野及び横断的分野ごとの対応施策の整理	54
9. 重点施策の抽出	57

第1章 本計画の基本的な考え方

1. 国土強靱化の目的及び本計画の趣旨

我が国は、国土の地理的・地形的・気象的な特性から、これまで数多くの災害に苛まれてきた。本市においても、平成 29 台風第 18 号をはじめとする災害により、甚大な被害を受けてきた。

また、今後 30 年以内に 80%程度の確率で発生が予測されている南海トラフ地震では、地震及び津波によって本市で最大約 8,750 人の死者が出ると想定されている。

こうした状況の中、大規模自然災害等が発生する度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」を繰り返すのではなく、平時から行う対策により迅速な復旧・復興が可能な国土・経済・社会システムを構築することが重要である。

以上の状況を踏まえ、国では平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という）を制定し、平成 26 年6月には、同法に基づき「国土強靱化基本計画」（以下、「国基本計画」という）（令和5年7月見直し）を策定している。大分県においても、国基本計画との調和を図りながら、平成 27 年 11 月に「大分県地域強靱化計画」（以下、「県地域計画」という）（令和7年3月見直し）を作成し、災害に強い強靱な地域づくりを推進している。

本市においても、国基本計画及び県地域計画を踏まえ、「佐伯市国土強靱化地域計画」を策定する。（令和2年3月策定、令和7年3月改定。）

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

（国土強靱化地域計画）

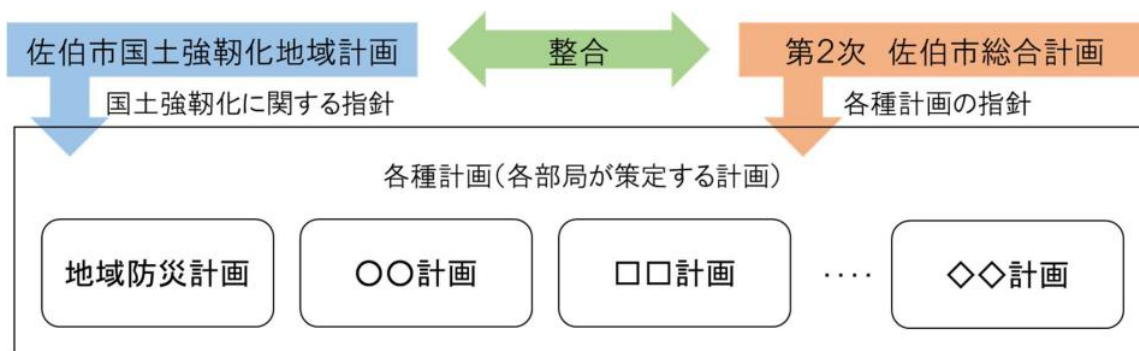
第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

2. 計画の位置づけ

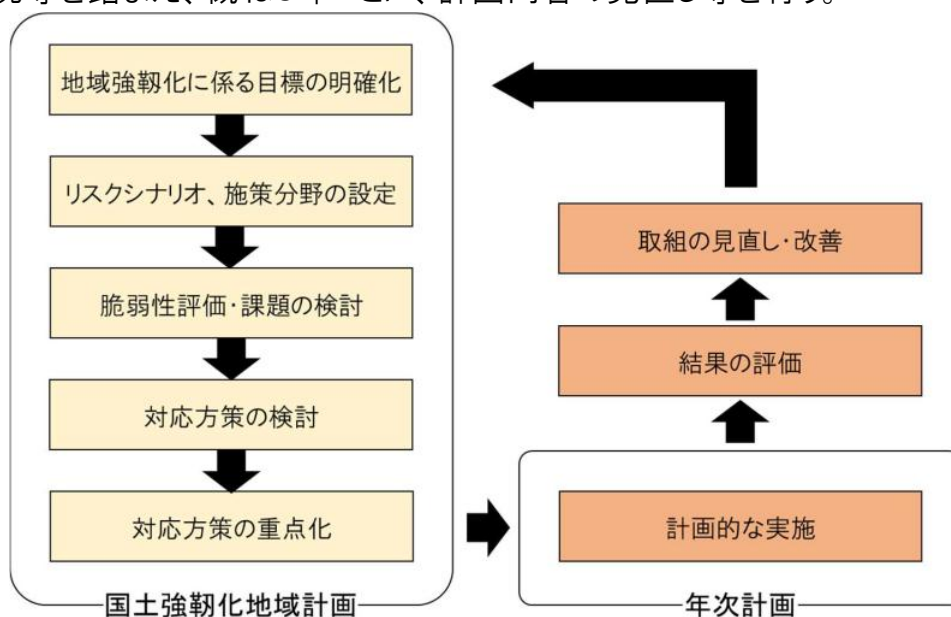
本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定し、国基本計画及び県地域計画を踏まえ、市政の運営指針である「第2次佐伯市総合計画」と整合を図りながら、本市の他の計画の「国土強靱化に関する部分」に係る指針として位置づける。



3. 計画の推進及び見直し

本計画の策定後、地域強靱化に係る取組みを着実に推進するため、「年次計画」を毎年度策定し、実効性の高い計画として推進する。

また、基本法等の関係法令や国基本計画及び県地域計画等の関連計画の改定状況等を踏まえ、概ね5年ごとに、計画内容の見直し等を行う。



4. 基本目標及び基本方針

国基本計画及び県地域計画を踏まえ、4つの基本目標及び4つの基本方針を設定し、国土強靱化を推進する。

4つの基本目標

- ① 人命の保護
- ② 市政及び社会の重要な機能が障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

4つの基本方針

- ① 市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
- ② 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
- ③ デジタル等の活用や災害対応の官民連携など強靱化施策の高度化
- ④ 地域防災力の一層の強化

また、国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災、より良い復興(ビルド・バック・ベター)を目指す強靱化地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限に活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 効果的・効率的な施策の推進

- ・ハード対策とソフト対策を組み合わせ、限られた資源を有効に活用する。
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を組み合わせ、行政、地域住民及び民間事業者等が適切に役割分担し、連携協力する。
- ・非常時に効果を発揮するのみならず、平時にも活用される対策を推進する。
- ・各段階においてデジタル技術を活用し、対応力の強化を推進する。

(2) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人と人との繋がりや、コミュニティ機能を向上するとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮した施策を講じる。
- ・自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第2章 本市の特性及び対象とする災害

1. 本市の特性

(1) 地形・気候

本市は、大分県南東部に位置し、北は津久見市、臼杵市、豊後大野市、南は宮崎県に接している。東部の佐伯湾、南東部の日向灘沿いの海岸線の延長は約 269kmを有し、日豊海岸国定公園及び豊後水道県立自然公園に指定される風光明媚なリアス海岸が広がる。一方、西部は標高 1,500m前後の山々が分布し、山岳や溪谷が連なる景観に恵まれた地形となっている。

平成17年3月3日に、佐伯市・上浦町・弥生町・本匠村・宇目町・直川村・鶴見町・米水津村・蒲江町が合併し、佐伯市として市制を施行したことにより、市域総面積が903.11km²(県土面積の14.25%)となり、九州一広い市域面積を持つ市となった。(令和6年度末時点では903.14km²)

年間平均気温は16度前後と温暖な気候で、冬でも積雪はほとんどない。また、九州有数の清流・番匠川を始め多くの支流も有し、豊かな水に恵まれた地域でもあり、市の中心地はその番匠川の河口に広がる沖積平野にある。

(2) 人口

本市の人口は、令和2年の国勢調査では66,851人であり、減少傾向にある。



【国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を基に作成】

2. 想定する自然災害

(1) 大地震・津波

南海トラフ沿いでは、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、昭和南海地震(1946年)から約80年が経過している。国の地震調査研究推進本部によると、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は80%程度となっており、地震発生危険性は年々高まってきている。

また、平成31年に県が公表した地震津波被害想定調査結果では、南海トラフにおいて、想定される最大クラスの地震が発生した場合、本市の被害は、最悪のケースで死者は約8,750人、全壊・焼失建物は約15,000棟にも上り、甚大な被害が発生すると想定されている。

災害	佐伯市内で起きた主な災害	市内の被害状況
地震	1769.8 日向、豊後(M=7) 1946.12 東海道沖(M=8.0) ※南海地震 2006.6 大分県西部(M=6.2) 2006.9 伊予灘(M=5.3) 2014.3 伊予灘(M=6.2) 2016.4 大分県西部(M=5.7) ※熊本地震 2022.1 日向灘地震(M=6.6) ※日向灘地震	佐伯城石垣崩れ、家破損 人的被害 14 名、建物被害 120 棟超 住家 1 棟一部損壊 落石 2 箇所、通行止め 1 箇所 軽傷者 1 名、住家 41 棟一部損壊 住家 3 棟一部損壊 軽傷者 3 名、住家 440 棟一部損壊
津波	1707.9 紀伊半島沖(M=7.4) ※宝永地震 1769.8 日向灘(M=7.4) 1946.12 紀伊半島沖(M=8.0) ※南海地震 1968.4 日向灘(M=7.5) ※日向灘地震 2011.3 三陸沖(M=9.0) ※2011 年東北地方太平洋沖地震	津波高:佐伯市米水津 11.5m 津波高:佐伯 2～2.5m 津波高:佐伯 1m 津波高:竹之浦 1.26m、蒲江 0.96m 津波高:佐伯市鶴見 43cm

参考:佐伯市地域防災計画(地震・津波対策編)ほか

(2) 風水害

近年、線状降水帯の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化している。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測され、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念される。

本市では、平成 29 年 9 月の台風 18 号の大雨・土砂災害により、全壊 3 棟半壊 7 棟、一部損壊 3 棟、床上浸水 399 棟、床下浸水 587 棟、その他道路被害など、甚大な被害が発生した。

災害	佐伯市内で起きた主な災害	市内の被害状況
風水害	1943.9 台風 26 号、秋雨前線	人的被害、家屋被害多数
	1999.9 台風 18 号により発生	民家裏でがけ崩れ、落石、土砂による通行止め
	2017.9 台風 18 号により発生	床上浸水 300 件超、床下浸水 500 件超
	2020.1 大雨(前線を伴う低気圧)	日降水量 200 ミリ超、床上浸水 78 棟
	2022.9 台風 14 号により発生	市内全域に緊急安全確保発令 長時間の停電、家屋被害 150 件以上

参考：佐伯市地域防災計画(風水害・事故災害対策編)ほか

第3章 脆弱性評価及び対応方策

1. 事前に備えるべき目標

基本目標の実現に向け、国基本計画及び県地域計画を踏まえた上で、本市の地域特性や近年の災害において認識された課題等を考慮しつつ、達成すべき具体的な目標として、6つの「事前に備えるべき目標」を設定した。

1.	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
2.	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
3.	必要不可欠な行政機能は確保する
4.	経済活動を機能不全に陥らせない
5.	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
6.	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2. リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)

「基本目標」と「事前に備えるべき目標」をもとに、県地域計画で示されたリスクシナリオを参考にしつつ、本市の地域特性や課題を考慮した上で、26の「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」を設定した。

1. 「あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ」

1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模地震津波等による多数の死者の発生
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

2. 「救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ」

2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-3	劣悪な避難環境生活、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生、避難生活による健康悪化
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

3. 「必要不可欠な行政機能は確保する」

3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
-----	-----------------------------

4. 「経済活動を機能不全に陥らせない」

4-1	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
4-2	産業施設の火災・爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出
4-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

5. 「情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる」

5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができずに避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)等の機能の停止
5-3	上下水道施設等の長期間にわたる機能停止
5-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

6. 「社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する」

6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ、地域が衰退する事態
6-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復興できなくなる事態
6-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

6-4	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
6-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
6-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

3. 施策分野

設定したリスクシナリオを回避する上で、対応の方向性を明確にするために、6つの個別施策分野と、5つの横断的分野を設定した。それぞれの施策はいずれかの個別施策分野及び横断的分野に分類される。

個別施策分野	横断的分野
① 行政機能・警察・消防等	A リスクコミュニケーション (情報の共有、訓練・啓発等)
② 住宅・都市・環境・地域	B 地域の生活機能維持・活性化
③ 保険医療・福祉・教育	C 防災教育・人材育成
④ 情報・産業・エネルギー	D 老朽化対策
⑤ 交通・物流・国土保全	E デジタル活用
⑥ 農林水産	

4. 対応施策

設定した目標及びリスクシナリオに対し、施策の進捗状況を踏まえ、今後の課題を整理することにより、脆弱性の評価を行うとともに、対応施策の検討を行った。

5. リスクシナリオごとの対応施策

リスクシナリオ 1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	
施策 No.1	建物の耐震化	個別施策分野：②
		横断的分野：D
住宅・建築物の倒壊は、居住者が直接的な被害に遭うとともに、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながる。このような事態を防止するため、住宅・建築物の耐震診断を促進し、耐震化の一層の啓発を図る。また、学校施設における耐震性の無いブロック塀の改修・除去、耐震性貯水槽の設置等についても推進する。		
【建設部、教育委員会】		
施策 No.2	家具の転倒防止	個別施策分野：②
		横断的分野：A
地震による家具転倒は、怪我や避難の遅れ等、住民の命を左右する事態を招きかねない。そのような危険を回避するために、住居にある家具を固定する家具転倒防止器具の購入・設置に対し、費用の一部を補助するなどの措置を講じる。		
【防災局】		
施策 No.3	橋梁・道路の改修及び維持管理	個別施策分野：⑤
		横断的分野：D
災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならないよう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めるとともに、住宅の倒壊による閉塞を防ぐため、狭隘道路の改修や橋梁の耐震化等を推進する。		
【建設部】		
施策 No.4	老朽危険空き家対策	個別施策分野：②
		横断的分野：D
空き家は、耐震性の無い木造住宅が多く、密集地における火災時の延焼や倒壊による危険性も考慮し、所有者への連絡や老朽危険空き家の除去費用の一部を補助するなどの対策を講じる。		
【建設部】		

リスクシナリオ 1－2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
施策 No.5	住宅密集地における大規模火災の防止	個別施策分野：①
		横断的分野：B
住宅火災の延焼を防ぐために、公園・空き地等による火災防火帯の空間づくりや、公園の整備を促進する。 住宅火災による死者を低減するため、消防署と消防団の合同訓練、研修等により連携の強化を図る。 消防団員においては、消火活動や救急救命の技術向上及び資格取得を推進し、消防団においては火災予防の広報や放水訓練の実施等、消火活動技術の向上を図る。 【消防本部】		
施策 No.6	人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成	個別施策分野：①
		横断的分野：C
大規模火災時には、消防職員のみならず消防団の協力が必要となるため、消防団員の確保や、消火訓練の指導、消防署と消防団の連携を円滑に行える体制を構築する。 また、消防団員数の維持を目的に、将来の団員候補である学生等の訓練参加を推進する。 【消防本部】		
施策 No.7	消防機能の強化	個別施策分野：①
		横断的分野：D
大規模な火災の発生に備え、消防施設(庁舎・分署・消防機庫等)の建替えや耐震化を含む整備・維持管理、消火栓等の設置、通信指令システムの強化、資機材・備品の購入、車両の更新、消防職員・消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能を強化する。 【消防本部】		

リスクシナリオ 1ー3	広域にわたる大規模地震津波等による多数の死者の発生	
施策 No.8	津波避難施設の適切な管理	個別施策分野:②
		横断的分野:B
大津波発生時には緊急避難を要するため、津波から生命を守ることのできる避難タワーや人工高台等の施設、及び施設内のトイレ・休憩所等が必要となる。建設済みの避難タワー及び人工高台について、適切に管理を行う。 津波避難ビルに指定された公的施設については、無電源震度感知式キーボックスや外付け階段等の設置を進め、避難しやすい環境整備を推進する。 【防災局】		
施策 No.9	避難路等の整備	個別施策分野:②
		横断的分野:B
大津波発生の際、速やかに避難場所へ向かえるよう、避難路の整備に係る補修資機材購入の補助などの整備・維持管理を行い、電柱の埋設化も含めた避難経路の確保対策を推進する。 【防災局】		
施策 No.10	避難所・避難場所の整備	個別施策分野:②
		横断的分野:D
避難所となる体育館や公民館・集会所・その他施設について、耐震化や空調設備などの改修・補修に努めて、バリアフリーやユニバーサルデザインなども意識した環境整備及び必要なライフラインの確保を推進する。 また、多様なニーズを踏まえた避難場所の環境整備・維持管理を図り、避難しやすい体制づくりを推進する。 【教育委員会、防災局】		
施策 No.11	防災拠点の整備	個別施策分野:①
		横断的分野:D
大規模災害発生時、防災拠点となる「佐伯市総合運動公園」が有するヘリポートや多目的グラウンド、野球場、給食センター、屋内練習場等の施設、及び災害対応に活用できる「道の駅」の施設等について、改修や整備・維持管理を推進する。 また、災害対策本部の拠点となる庁舎や、庁舎の代替となる建物についても改修や整備・維持管理を推進する。 【教育委員会、総合政策部、観光ブランド推進部ほか】		

施策 No.12	避難訓練の促進	個別施策分野:②
		横断的分野:C
本市は九州一広い市域を有し、災害対応には地区や自主防災会の防災力が必須になる。自主防災会の結成を推進するとともに、その活動機会の創出を目的として、毎年「地域避難訓練」を市内全域一斉に実施する。 各小中学校では、避難訓練や防災学習を通じて、大規模災害についての危険性や避難行動に関する認識の向上に努める。 【防災局、教育委員会】		
施策 No.13	防災教育の推進	個別施策分野:③
		横断的分野:C
防災士・消防団等と連携して、地区や学校への防災講話、避難訓練の指導等に取り組む。 地域の防災啓発や避難訓練には、地域防災のリーダーとして養成された防災士の役割が重要になる。全地区において防災士を養成し、定期的なスキルアップ研修により、地域防災力の向上を推進する。 【防災局】		
施策 No.14	要配慮者の避難支援	個別施策分野:③
		横断的分野:B
大規模災害発生時、自力での避難が困難となる要配慮者に対して、「災害対策基本法」に基づき作成された要支援者の名簿の中から、情報の提供に同意した要配慮者の名簿を地区に提供し、避難支援プランの作成を推進する。 また、外国人観光客等への避難誘導案内として、外国語の看板設置などの対応についても検討する。 【福祉保健部、防災局】		
施策 No.15	ハザードマップの作成	個別施策分野:②
		横断的分野:C
津波・洪水・土砂災害などの危険情報を、地区住民が認識し共有できるハザードマップが重要である。津波、洪水、土砂災害のハザードマップについていずれも作成済みであり、対象地域に全戸配布済みである。 土砂災害ハザードマップについては、県の警戒区域指定状況に合わせ、毎年度更新を行う。 洪水ハザードマップについては、中小河川の氾濫を踏まえたものに更新する。 避難警戒体制の確保を図る地区避難計画の作成等にも活用し、それに基づいた避難訓練の実施も推進する。 【防災局】		

施策 No.16	事前避難に係る体制の整備	個別施策分野：①
		横断的分野：A
佐伯市は大分県の中で唯一、南海トラフ地震臨時情報の事前避難対象地域(30 分以内に 30cm 以上の津波が到達する地域)を有しており、「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応方針」を作成している。 方針に基づき、円滑な事前避難を可能とする体制を整備するとともに、実効的な訓練を通じた検証・改善を継続的に行う。 【防災局、福祉保健部ほか】		

リスクシナリオ 1ー4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊、機能不全による多数の死傷者の発生	
施策 No.17	排水施設等の整備・維持管理	個別施策分野：②
		横断的分野：D
大規模地震による被害や、台風等の大雨による浸水被害を最小限に防ぐため、河川施設や下水道施設、排水路・排水ポンプなどの排水施設の耐震化・維持管理、ダム等の治水施設の補修・改修工事を推進する。また、排水処理施設(浄化槽等含む)の新たな建設も検討する。		
【建設部ほか】		
施策 No.18	河川氾濫の防止	個別施策分野：⑤
		横断的分野：B
河川の氾濫による浸水被害を防ぐため、土のう等資機材の配備、河川の維持管理や改修工事及び設計委託、河床掘削や流木等の除去等を推進する。 また、障害物が蓄積し、河川の氾濫原因となりかねない老朽化した橋の撤去や架替等についても推進する。		
【建設部】		
施策 No.19	残土用地の確保	個別施策分野：⑤
		横断的分野：B
河川氾濫を未然に防ぐための河床掘削や交通ネットワーク整備に係るトンネル工事等で発生する残土、特に災害時の土砂崩れ等による緊急対応に備え、残土処理用地の検討・確保を図る。		
【建設部】		
施策 No.20	ため池等の維持管理	個別施策分野：⑥
		横断的分野：D
損壊により、下流域等にある人家に被害を与える可能性があるため池やダムについては、耐震化等の災害対策を図るとともに、維持管理に努める。 地震発生時等においては、関係機関との連携により、亀裂等被害箇所の確認や補修・復旧を迅速に行える体制を確保する。 また、影響地域の警戒避難体制構築を図るため、ため池ハザードマップ等の活用を推進する。		
【農林水産部】		

施策 No.15 (再掲)	ハザードマップの作成	個別施策分野:②
		横断的分野:C
津波・洪水・土砂災害などの危険情報を、地区住民が認識し共有できるハザードマップが重要である。津波、洪水、土砂災害のハザードマップについていずれも作成済みであり、対象地域に全戸配布済みである。 土砂災害ハザードマップについては、県の警戒区域指定状況に合わせ、毎年度更新を行う。 洪水ハザードマップについては、中小河川の氾濫を踏まえたものに更新する。 避難警戒体制の確保を図る地区避難計画の作成等にも活用し、それに基づいた避難訓練の実施も推進する。		
【防災局】		

リスクシナリオ 1ー5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
施策 No.21	災害危険予想地域等の状況確認	個別施策分野：⑤ 横断的分野：A
風水害や土砂災害などによる被害が想定される地域・箇所について、現地調査を行い、関係機関と情報を共有するとともに、住民への情報提供を行うことで警戒避難体制を再確認するなど今後の対応に活用する。 【防災局、建設部ほか】		
施策 No.22	森林の保全	個別施策分野：⑥ 横断的分野：B
荒廃した森林においては、台風や大雨による土砂災害が懸念されるため、間伐や植林等を計画的に行い、水源涵養機能のある災害に強い森林づくりの環境を整え、維持管理を推進する。また、治山に関する水路等の修繕・工事も推進する。治水・治山に関しては大分県と十分に連携を取る。 【農林水産部】		
施策 No.23	急傾斜地の崩壊対策	個別施策分野：⑤ 横断的分野：B
土砂災害による家屋の被害、道路閉塞による孤立集落防止のため、住居付近、及び道路隣接地の土砂対策及び倒木対策において、法面等の補強や崩壊防止対策を推進する。 【建設部】		
施策 No.15 (再掲)	ハザードマップの作成	個別施策分野：② 横断的分野：C
津波・洪水・土砂災害などの危険情報を、地区住民が認識し共有できるハザードマップが重要である。津波、洪水、土砂災害のハザードマップについていずれも作成済みであり、対象地域に全戸配布済みである。 土砂災害ハザードマップについては、県の警戒区域指定状況に合わせ、毎年度更新を行う。 洪水ハザードマップについては、中小河川の氾濫を踏まえたものに更新する。 避難警戒体制の確保を図る地区避難計画の作成等にも活用し、それに基づいた避難訓練の実施も推進する。 【防災局】		

リスクシナリオ 2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
施策 No.24	消防団・ボランティアとの連携・協力体制の構築	個別施策分野：①
		横断的分野：A
大規模災害では、被害が同時多発し、自衛隊や消防などの人員不足が発生し、救助・救援活動にも支障が生じるおそれがある。地域の中で対応力の向上が求められるなか、地元消防団や地区との連携を強化し、自助・共助を基本とする地域防災活動を推進する。		
また、社会福祉協議会との連携により、速やかなボランティアセンターの開設及び運営を可能とする連絡体制の構築を推進する。		
【消防本部、福祉保健部ほか】		
施策 No.25	関係機関との連携強化	個別施策分野：①
		横断的分野：A
関係機関の機能を効果的に連携するため、大規模災害を想定した佐伯市災害対策本部の設置運営訓練を始めとする連携訓練を行う。連絡系統の整備や、関係機関との連携状況を確認する訓練に取り組み、災害対応力の強化を図る。		
【防災局ほか】		
施策 No.26	消防職員・消防団員の応援要請	個別施策分野：①
		横断的分野：A
大規模災害では、消防職員・消防団員が不足する事態も見込まれる。「佐伯市災害時受援計画」及び「県下常備消防相互応援協定」に基づき、県等に応援要請を行うとともに、支援人員の円滑な受け入れ体制を確保し、災害に対応する。		
【消防本部、防災局】		

リスクシナリオ 2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
施策 No.27	救命講習の啓発	個別施策分野：③
		横断的分野：A
被害の同時多発、孤立の発生など、大規模災害時は救護・医療についても、機能低下をきたすおそれがある。それぞれの災害現場において、住民等自らが適切な応急処置ができるよう、応急手当の普及啓発活動（普通救命講習、上級救命講習、応急手当普及員講習）を推進する。		
【消防本部】		
施策 No.3 （再掲）	橋梁・道路の改修及び維持管理	個別施策分野：⑤
		横断的分野：D
災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならうよう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めるとともに、住宅の倒壊による閉塞を防ぐため、狭あい道路の改修や橋梁の耐震化等を推進する。		
【建設部】		
施策 No.19 （再掲）	残土用地の確保	個別施策分野：⑤
		横断的分野：B
河川氾濫を未然に防ぐための河床掘削や交通ネットワーク整備に係るトンネル工事等で発生する残土、特に災害時の土砂崩れ等による緊急対応に備え、残土処理用地の検討・確保を図る。		
【建設部】		
施策 No.28	支援受入体制の整備	個別施策分野：①
		横断的分野：A
大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、本市で策定している「佐伯市災害時受援計画」及び「佐伯消防受援計画」を活用し、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進する。また、物資の受入れ等について、速やかな搬送が可能な体制づくりの構築を推進する。		
【防災局、消防本部】		

リスクシナリオ 2ー3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	
施策 No.29	避難所運営マニュアルの適正管理	個別施策分野：②
		横断的分野：A
食物アレルギーへの配慮やプライバシーの確保等、避難者の多様なニーズに対応できるよう、作成済みの「避難所運営マニュアル」の内容について随時見直しを行う。		
【防災局ほか】		
施策 No.30	男女共同参画の視点からの防災推進	個別施策分野：①
		横断的分野：A
避難所運営を始めとして、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組は重要である。各種防災対応において女性（職員）の参画を推進する。		
【防災局、福祉保健部】		
施策 No.10 （再掲）	避難所・避難場所の整備	個別施策分野：②
		横断的分野：D
避難所となる体育館や公民館・集会所・その他施設について、耐震化や空調設備などの改修・補修に努めて、バリアフリーやユニバーサルデザインなども意識した環境整備及び必要なライフラインの確保を推進する。		
また、多様なニーズを踏まえた避難場所の環境整備・維持管理を図り、避難しやすい体制づくりを推進する。		
【教育委員会、防災局】		

リスクシナリオ 2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止	
施策 No.28 (再掲)	支援受入体制の整備	個別施策分野:①
		横断的分野:A
大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、本市で策定している「佐伯市災害時受援計画」及び「佐伯消防受援計画」を活用し、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進する。また、物資の受入れ等について、速やかな搬送が可能な体制づくりの構築を推進する。		
【防災局】		
施策 No.31	関係機関、関係企業との協力体制構築及び協定締結	個別施策分野:①
		横断的分野:A
食料や飲料水、応援人員や資機材、ライフラインなどの災害時に不足するおそれのあるものを確保するための対策や、地震・風水害等により発生する倒木の除去などの対応について、関係機関・関係団体・一般企業等、各方面等との協力体制構築及び協定の締結を推進する。		
【防災局】		
施策 No.32	給配水施設の整備・給水体制の確立	個別施策分野:②
		横断的分野:D
水道施設の耐震化や装置の更新、老朽化した水道管の交換、普段からの漏水調査などを行い、地震により水道管が破裂する断水被害の軽減措置を推進する。		
また、水道管の破裂による断水が発生した場合に、学校プールや井戸水を活用するなどの応急対応体制を整える。		
【上下水道部】		
施策 No.33	救援ポイントの整備	個別施策分野:②
		横断的分野:A
孤立する集落の住民や負傷者等の救助・救出、支援物資の投下などについて、関係機関の連携が求められる。		
また、孤立する可能性のある集落に救援ポイント(ヘリポート・空き地・港等)を設定し、県や自衛隊などの関係機関と情報共有を行い、有事の対応に備える。		
【防災局】		

施策 No.34	備蓄食料等の確保・管理	個別施策分野：⑤
		横断的分野：B
本市が備蓄している食料・飲料水については、賞味期限切れの発生前に補充分を購入し、必要量を常に備蓄しておく。 備蓄の管理に関しては大型備蓄倉庫に集中備蓄し、開設した避難所に必要量を配送することを基本とする。また、自主防災組織の備蓄倉庫等の建設や食料等の配備も推進する。 【防災局】		
施策 No.35	道路・航路啓開計画の運用	個別施策分野：⑤
		横断的分野：A
大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確保し、救助及び物資輸送を可能にする体制を構築する。 道路啓開については、国・県が策定している計画を基に、被災状況や路線の連絡状況などを勘案しながら災害復旧活動を行う。 航路啓開については、県が策定している港湾 BCP 計画等を基に、水域施設の閉塞状況や岸壁等係留施設の荷役可能状況などを勘案し、災害復旧活動を行う。 【建設部】		

リスクシナリオ 2ー5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生、避難生活による健康悪化	
施策 No.36	し尿処理の対策	個別施策分野：③
		横断的分野：B
合併処理浄化槽等の整備や、し尿処理施設の維持管理を重視し、衛生面の強化を推進し、マンホールトイレ・簡易トイレの整備や、生活用水として学校プールや井戸水を活用についても推進する。 また、施設機能の停止時に必要となる簡易トイレ等物資の備蓄に関しては、備蓄計画に基づき必要量を備蓄倉庫に配備する。 【市民生活部】		
施策 No.37	災害廃棄物処理の対策	個別施策分野：②
		横断的分野：B
大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、「佐伯市災害廃棄物（ごみ）処理計画」に基づき、本市での対応を基本としながらも、円滑な受援にも繋がるよう、仮置き場のリスト化などの処理マニュアル策定や、車両・施設の整備、維持管理を推進する。 また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。 【市民生活部】		
施策 No.38	健康管理体制の整備	個別施策分野：③
		横断的分野：B
避難所は、体力が低下した避難者が数多く集まる環境になるため、集団感染症やエコノミー症候群等の症状が懸念される。 避難者の健康管理については、県や医師会等と連携した実施体制を構築する。また、平時から定期的予防接種やインフルエンザ発生時の予防接種等、感染拡大の防止に努めると同時に、狂犬病等の予防についても対策を推進する。 【福祉保健部、市民生活部】		

リスクシナリオ 2ー6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
施策 No.39	港湾・漁港施設等の改修・耐震化及び 維持管理	個別施策分野：⑥
		横断的分野：D
港湾・漁港施設等について、老朽化を抑制するための港湾・漁港施設・海岸保全施設・堤防等の整備や施設の改良・耐震化工事及び維持管理により、長寿命化を推進する。 また、佐伯港に自衛隊の緊急物資輸送船や貨物船等の受入れが可能となる所要水深の耐震化岸壁の整備や物資保管、災害時の活動拠点となる用地の確保について国・県に要望する。 【農林水産部、建設部】		
施策 No.40	地域との連絡体制の整備	個別施策分野：②
		横断的分野：A
災害発生時における地区や避難場所等との連絡体制については、孤立の有無や避難者の人数、負傷者の情報等を把握できるように連絡体制の整備を推進する。 【防災局】		
施策 No.41	多様な連絡手段の確保	個別施策分野：④
		横断的分野：A
平常時使用する市の主要施設及び避難所との連絡手段が断線等により不通になった場合に、その連絡手段を確保するため、IP無線機、タブレット端末及び衛星携帯電話等の配備を推進する。 【防災局】		
施策 No.42	情報ネットワークの整備・維持管理	個別施策分野：④
		横断的分野：B
情報ネットワークの強化・安定化を図るため、ケーブルテレビ幹線の2ルート化や過疎地域におけるケーブルテレビ網の光化、伝送路修繕に伴う施設管理、施設の更新による落雷に強い整備等について推進する。 また、情報の確保を容易にする公衆施設での Wi-Fi 整備等も推進する。 【総務部】		

施策 No.43	防災・行政ラジオ及び防災行政無線の有効活用	個別施策分野：④
		横断的分野：D
大規模災害時、情報伝達手段の不足を補うため、コミュニティFMの受信エリアの拡大に取り組む。ケーブルテレビ伝送路断線に備えた無線中継局の設置や臨時災害放送局の整備とともに、防災・行政ラジオシステムの保守点検委託、防災・行政ラジオ(無料貸し出し)の啓発活動を推進する。 警報や避難等の情報伝達において、防災スピーカーは有効である。難聴地域の解消のため防災スピーカーの増設や移設工事、保守点検委託により適切な運用管理を行う。また、有線放送エリアにおける断線に備えた無線化整備についても推進する。 また、防災スピーカーは市の親局からのほか、緊急時に区長からの放送が可能であり、効果的でもあるため、日頃からの地区内放送の活用も促進する。 【防災局】		
施策 No.3 (再掲)	橋梁・道路の改修及び維持管理	個別施策分野：⑤
		横断的分野：D
災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならないよう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めるとともに、住宅の倒壊による閉塞を防ぐため、狭隘道路の改修や橋梁の耐震化等を推進する。 【建設部】		
施策 No.19 (再掲)	残土用地の確保	個別施策分野：⑤
		横断的分野：B
河川氾濫を未然に防ぐための河床掘削や交通ネットワーク整備に係るトンネル工事等で発生する残土、特に災害時の土砂崩れ等による緊急対応に備え、残土処理用地の検討・確保を図る。 【建設部】		
施策 No.18 (再掲)	河川氾濫の防止	個別施策分野：⑤
		横断的分野：B
河川の氾濫による浸水被害を防ぐために、土のう等資機材の配備、河川の維持管理や改修工事及び設計委託、河床掘削や流木等の除去、河川や道路の状況を確認するウェブカメラの整備等を推進する。 また、障害物が蓄積し、河川の氾濫原因となりかねない老朽化した橋の撤去や架替等についても推進する。 【建設部】		

施策 No.23 (再掲)	急傾斜地等の崩壊対策	個別施策分野:⑤
		横断的分野:B
土砂災害による家屋の被害、道路閉塞による孤立集落防止のため、住居付近、及び道路隣接地の土砂対策及び倒木対策において、法面等の補強や崩壊防止対策を推進する。		【建設部】
施策 No.33 (再掲)	救援ポイントの整備	個別施策分野:②
		横断的分野:A
孤立する集落の住民や負傷者等の救助・救出、支援物資の投下などについて、関係機関の連携が求められる。		【防災局、消防本部】
また、孤立する可能性のある集落に救援ポイント(ヘリポート・空き地・港等)を設定し、県や自衛隊などの関係機関と情報共有を行い、有事の対応に備える。		
施策 No.44	ドローンの活用	個別施策分野:④
		横断的分野:E
通信の途絶等による孤立地域の発生時、迅速かつ的確な被害状況の確認が必要となる。		【消防本部、防災局ほか】
ドローンを活用した情報収集体制の充実を図り、平時においてもドローンの操縦者を養成・活用し、実践的な訓練を実施する。		

リスクシナリオ 2ー7	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下	
施策 No.45	公衆衛生環境の整備	個別施策分野：③
		横断的分野：B
感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。また、自然災害発生時に、消毒や害虫駆除等を含む公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施する。		
【福祉保健部、市民生活部】		
施策 No.17 (再掲)	排水施設等の整備・維持管理	個別施策分野：②
		横断的分野：D
大規模地震による被害や、台風等の大雨による浸水被害を最小限に防ぐため、河川施設や下水道施設、排水路・排水ポンプなどの排水施設の耐震化・維持管理、ダム等の治水施設の補修・改修工事を推進する。また、排水処理施設(浄化槽等含む)の新たな建設も検討する。		
【建設部、上下水道部】		

リスクシナリオ 3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
施策 No.46	災害対策本部の機能確保	個別施策分野：①
		横断的分野：A
大規模災害時、市の災害対策本部を設置する佐伯市役所本庁舎の機能確保が必要となるため、本庁舎施設の維持管理や職員の連絡体制を確保する。 また、被災状況によっては本庁舎機能の確保が難しい可能性もあるため、災害対策本部の代替施設についても検討を進め、機能強化を図る。 【防災局】		
施策 No.47	業務継続計画(BCP)の管理	個別施策分野：①
		横断的分野：A
本市では大規模災害時に、限られた人やモノを効率的に活用し業務を遂行するために、「佐伯市業務継続計画」を策定している。行政組織や災害対策本部組織体制の変更等を踏まえ、継続的な見直しを行う。 【防災局】		
施策 No.48	職員の防災意識向上	個別施策分野：①
		横断的分野：A
大規模災害時は、多数の問題が同時発生し、その対応が求められるため、対策部ごとに責任分担を行い取り組む。そのため、組織全体はもちろん、職員個々の防災力についてもスキルアップが求められる。 平常時から、庁内における避難訓練や防災研修の実施、新人職員や防災推進リーダー、幹部職員等を対象とした防災士資格の取得など、職員の防災に対する意識向上を図る。 【防災局】		
施策 No.49	市管理施設の維持管理	個別施策分野：①
		横断的分野：D
市が管理する施設(本庁舎、各振興局、消防署及び分署、消防機庫、公民館、体育館、その他施設等)は、災害対応を含む市の行政業務を継続するための重要な施設である。 行政機能を保持するため、施設の維持管理に努めるとともに、災害対策本部やその代替施設、避難施設としての活用が見込まれる施設などについては、補修・改修・建替え等による環境整備及び必要なライフラインの確保を推進する。 【各部局】		

施策 No.28 (再掲)	支援受入体制の整備	個別施策分野:①
		横断的分野:A
大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、本市で策定している「佐伯市災害時受援計画」及び「佐伯消防受援計画」を活用し、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進する。また、物資の受入れ等について、速やかな搬送が可能な体制づくりの構築を推進する。		
【防災局】		

リスクシナリオ 4ー1	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響	
施策 No.3 (再掲)	橋梁・道路の改修及び維持管理	個別施策分野:⑤
		横断的分野:D
災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならないよう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めるとともに、住宅の倒壊による閉塞を防ぐため、狭あい道路の改修や橋梁の耐震化等を推進する。		
【建設部】		
施策 No.28 (再掲)	支援受入体制の整備	個別施策分野:①
		横断的分野:A
大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、本市で策定している「佐伯市災害時受援計画」及び「佐伯消防受援計画」を活用し、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進する。また、物資の受入れ等について、速やかな搬送が可能な体制づくりの構築を推進する。		
【防災局】		
施策 No.34 (再掲)	備蓄食料等の確保・管理	個別施策分野:⑤
		横断的分野:B
本市が備蓄している食料・飲料水については、賞味期限切れの発生前に補充分を購入し、必要量を常に備蓄しておく。		
備蓄の管理に関しては大型備蓄倉庫に集中備蓄し、開設した避難所に必要量を配送することを基本とする。また、自主防災組織の備蓄倉庫等の建設や食料等の配備も推進する。		
【防災局】		

リスクシナリオ 4-2	産業施設の火災・爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出	
施策 No.50	一般家庭・民間企業における避難体制の確立	個別施策分野：③
		横断的分野：A
防災・減災には、正確な情報を速やかに伝達する手段が必要であり、それを確実に避難行動等につなげる受け手側の意識が求められる。 本市では、防災スピーカーの設置に加え、屋内用「防災・行政ラジオ」の貸出推進により、防災情報の伝達・受信システムの強化に努めるとともに、地区避難計画の見直し等に取り組みながら、自助・共助の防災意識に基づく避難警戒体制の確立を推進する。 また、経済活動の停滞を最小限に抑えて、早期復興を図るため、災害時を想定した「事業継続計画(BCP)」の作成について民間企業にも要請する。 【防災局】		
施策 No.51	主要道路・港湾・漁港の強化	個別施策分野：⑤
		横断的分野：B
道路陥没や液状化、がれき流出等、大規模災害時は陸上海上交通ネットワークとも大きく損壊し、人・モノの移動は機能不全に陥るおそれがある。 そのような事態を防ぐため、道路網強靱化につながる橋梁の耐震化や、救援艇・緊急物資輸送船の早期着岸を図るための耐震強化岸壁の整備施策を促進する。 また、災害情報は、高潮被害の拡大等の二次災害や災害復旧活動、経済活動の混乱を招くおそれもあるため、関係機関の連絡体制を構築し、最新情報の共有化を推進する。 【建設部、農林水産部】		
施策 No.52	海上・湾内・港湾への油の流出対応	個別施策分野：②
		横断的分野：B
海への油流出は、火災発生や海洋汚染等、災害時の対応や復興活動に大きく影響する。 本市においては、石油コンビナートはないが、沿岸部に所在する燃料貯蔵施設などに、災害対策が求められる。 万一、災害により海上・湾内・港湾に油が流出した場合、県や漁協などの関係機関と連携し、被害の拡大防止や復旧活動が可能となる体制を構築する。 【建設部、農林水産部】		

施策 No.37 (再掲)	災害廃棄物処理の対策	個別施策分野:②
		横断的分野:Ⅱ
大規模災害により発生する廃棄物(漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む)処理については、「佐伯市災害廃棄物(ごみ)処理計画」に基づき、本市での対応を基本としながらも、円滑な受援にも繋がるよう、仮置き場のリスト化などの処理マニュアル策定や、車両・施設の整備、維持管理を推進する。		
また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。		
【市民生活部】		

リスクシナリオ 4ー3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
施策 No.53	農地の保全	個別施策分野：⑥
		横断的分野：B
農地災害は農業収入や食料自給に影響が大きく、農業用施設・用水路等の補修や維持管理に努めて、土砂の流入等による被害の拡大を防ぐ。 また、農地や農作物を有害鳥獣から守る、捕獲や柵の設置等補助も行い、農地の保全を推進する。 【農林水産部】		
施策 No.22 (再掲)	森林の保全	個別施策分野：⑥
		横断的分野：B
荒廃した森林においては、台風や大雨による土砂災害が懸念されるため、間伐や植林等を計画的に行い、水源涵養機能のある災害に強い森林づくりの環境を整え、維持管理を推進する。また、治山に関する水路等の修繕・工事も推進する。治水・治山に関しては大分県と連携を図り推進する。 【農林水産部】		

リスクシナリオ 5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができずに避難行動や救助・支援が遅れる事態	
施策 No.41 (再掲)	多様な連絡手段の確保	個別施策分野：④
		横断的分野：A
平常時使用する市の主要施設及び避難所との連絡手段が断線等により不通になった場合に、その連絡手段を確保するため、IP無線機、タブレット端末及び衛星携帯電話等の配備を推進する。 【防災局】		
施策 No.54	防災拠点運用体制の構築	個別施策分野：④
		横断的分野：A
大規模災害時、災害対応の拠点となるのは「市役所本庁舎」と「消防本部」になる。また、自衛隊・警察・消防・電力会社等、救援や復旧活動に参集する機関や団体が集結する、防災拠点の確保も急務になる。 本市では、「佐伯市総合運動公園」及び「道の駅」を関係機関が集結する場所である防災拠点として事前に位置づけるとともに、機関ごとのゾーン割りや訓練による連携確認等、早期対応に向けた体制整備を推進する。 【防災局】		
施策 No.42 (再掲)	情報ネットワーク環境の整備・維持管理	個別施策分野：④
		横断的分野：B
情報ネットワークの強化・安定化を図るため、ケーブルテレビ幹線の2ルート化や過疎地域におけるケーブルテレビ網の光化、伝送路修繕に伴う施設管理、施設の更新による落雷に強い整備等について推進する。 また、情報の確保を容易にする公衆施設での Wi-Fi 整備等も推進する。 【総務部】		
施策 No.55	多様な情報伝達手段の確保	個別施策分野：④
		横断的分野：A
災害関連情報を市民に迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達手段の多様化・多重化を図るとともに、情報インフラの環境変化等に応じた新たな手段を検討する必要がある。 さいき防災メール、佐伯市公式LINE、防災・行政ラジオ、おおいた防災アプリなど、多様な情報伝達手段の利用を啓発するとともに、漏れの無い情報発信を行う。 【防災局】		

施策 No.43 (再掲)	防災・行政ラジオ及び防災行政無線の有効活用	個別施策分野:④
		横断的分野:D
大規模災害時、情報伝達手段の不足を補うため、コミュニティFMの受信エリアの拡大に取り組む。ケーブルテレビ伝送路断線に備えた無線中継局の設置や臨時災害放送局の整備とともに、防災・行政ラジオシステムの保守点検委託、防災・行政ラジオ(無料貸出)の啓発活動を推進する。 警報や避難等の情報伝達において、防災スピーカーは有効である。難聴地域の解消のため防災スピーカーの増設や移設工事、保守点検委託により適切な運用管理を行う。また、有線放送エリアにおける断線に備えた無線化整備についても推進する。 また、防災スピーカーは市の親局からのほか、緊急時に区長からの放送が可能であり、効果的でもあるため、日頃からの地区内放送の活用も促進する。 【防災局】		
施策 No.44 (再掲)	ドローンの活用	個別施策分野:④
		横断的分野:E
通信の途絶等による孤立地域の発生時、迅速かつ的確な被害状況の確認が必要となる。 ドローンを活用した情報収集体制の充実を図り、平時においてもドローンの操縦者を養成・活用し、実践的な訓練を実施する。 【消防本部、防災局ほか】		

リスクシナリオ 5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)等の機能の停止	
	主要道路・港湾・漁港の強化	個別施策分野:⑤
施策 No.51 (再掲)		横断的分野:B
道路陥没や液状化、がれき流出等、大規模災害時は陸上海上交通ネットワークとも大きく損壊し、人・モノの移動は機能不全に陥るおそれがある。 そのような事態を防ぐため、道路網強靱化につながる橋梁の耐震化や、救援艇・緊急物資輸送船の早期着岸を図るための耐震強化岸壁の整備施策を促進する。 また、災害情報は、高潮被害の拡大等の二次災害や災害復旧活動、経済活動の混乱を招くおそれもあるため、関係機関の連絡体制を構築し、最新情報の共有化を推進する。 【建設部、農林水産部】		
施策 No.56	避難所等の電力の確保	個別施策分野:④
		横断的分野:B
電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する。 【防災局、総合政策部、教育委員会】		

リスクシナリオ 5-3	上下水道施設等の長期間にわたる機能停止	
施策 No.28 (再掲)	支援受入体制の整備	個別施策分野：① 横断的分野：A
大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、本市で策定している「佐伯市災害時受援計画」及び「佐伯消防受援計画」を活用し、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進する。また、物資の受入れ等について、速やかな搬送が可能な体制づくりの構築を推進する。 【上下水道部、防災局、消防本部】		
施策 No.32 (再掲)	給配水施設の整備・給水体制の確立	個別施策分野：② 横断的分野：D
水道施設の耐震化や装置の更新、老朽化した水道管の交換、普段からの漏水調査などを行い、地震により水道管が破裂する断水被害の軽減措置を推進する。 また、水道管の破裂による断水が発生した場合に、学校プールや井戸水を活用するなどの応急対応体制を整える。 【上下水道部】		
施策 No.51 (再掲)	主要道路・港湾・漁港の強化	個別施策分野：⑤ 横断的分野：B
道路陥没や液状化、がれき流出等、大規模災害時は陸上海上交通ネットワークとも大きく損壊し、人・モノの移動は機能不全に陥るおそれがある。そのような事態を防ぐため、道路網強靱化につながる橋梁の耐震化や、救援艇・緊急物資輸送船の早期着岸を図るための耐震強化岸壁の整備施策を促進する。 また、災害情報は、高潮被害の拡大等の二次災害や災害復旧活動、経済活動の混乱を招くおそれもあるため、関係機関の連絡体制を構築し、最新情報の共有化を推進する。 【建設部、農林水産部】		

施策 No.35 (再掲)	道路・航路啓開計画の運用	個別施策分野:⑤
		横断的分野:A
大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確保し、救助及び物資輸送を可能にする体制を構築する。 道路啓開については、国・県が策定している計画を基に、被災状況や路線の連絡状況などを勘案しながら災害復旧活動を行う。 航路啓開については、県が策定している港湾 BCP 計画等を基に、水域施設の閉塞状況や岸壁等係留施設の荷役可能状況などを勘案し、災害復旧活動を行う。		
【建設部】		
施策 No.17 (再掲)	排水施設等の整備・維持管理	個別施策分野:②
		横断的分野:D
大規模地震発生による被害や、台風等の大雨による浸水被害を最小限に防ぐために、河川施設や下水道施設、排水路・排水ポンプなどの排水施設の耐震化・維持管理、ダム等の治水施設の補修・改修工事を推進する。また、排水処理施設(浄化槽等含む)の新たな建設も検討する。		
【建設部ほか】		
施策 No.36 (再掲)	し尿処理の対策	個別施策分野:③
		横断的分野:B
合併処理浄化槽等の整備や、し尿処理施設の維持管理を重視し、衛生面の強化を推進し、マンホールトイレ・簡易トイレの整備や、生活用水として学校プールや井戸水を活用についても推進する。 また、施設機能の停止時に必要となる簡易トイレ等物資の備蓄に関しては、備蓄計画に基づき必要量を備蓄倉庫に配備する。		
【市民生活部】		

リスクシナリオ 5-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響	
施策 No.3 (再掲)	橋梁・道路の改修及び維持管理	個別施策分野：⑤
		横断的分野：D
災害発生時において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならないよう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めるとともに、住宅の倒壊による閉塞を防ぐため、狭あい道路の改修や橋梁の耐震化等を推進する。		
【建設部】		
施策 No.19 (再掲)	残土用地の確保	個別施策分野：⑤
		横断的分野：B
河川氾濫を未然に防ぐための河床掘削や交通ネットワーク整備にかかるトンネル工事等で発生する残土、特に災害時の土砂崩れ等による緊急対応に備え、残土処理用地の検討・確保を図る。		
【建設部】		
施策 No.33 (再掲)	救援ポイントの整備	個別施策分野：②
		横断的分野：A
孤立する集落の住民や負傷者等の救助・救出、支援物資の投下などについて、関係機関の連携が求められる。		
また、孤立する可能性のある集落に救援ポイント(ヘリポート・空き地・港等)を設定し、県や自衛隊などの関係機関と情報共有を行い、有事の対応に備える。		
【防災局、消防本部】		
施策 No.51 (再掲)	主要道路・港湾・漁港の強化	個別施策分野：⑤
		横断的分野：B
道路陥没や液状化、がれき流出等、大規模災害時は陸上海上交通ネットワークとも大きく損壊し、人・モノの移動は機能不全に陥るおそれがある。		
そのような事態を防ぐため、道路網強靱化につながる橋梁の耐震化や、救援艇・緊急物資輸送船の早期着岸を図るための耐震強化岸壁の整備施策を促進する。		
また、災害情報は、高潮被害の拡大等の二次災害や災害復旧活動、経済活動の混乱を招くおそれもあるため、関係機関の連絡体制を構築し、最新情報の共有化を推進する。		
【建設部、農林水産部】		

施策 No.35 (再掲)	道路・航路啓開計画の運用	個別施策分野:①
		横断的分野:A
大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確保し、救助及び物資輸送を可能にする体制を構築する。 道路啓開については、国・県が策定している計画を基に、被災状況や路線の連絡状況などを勘案しながら災害復旧活動を行う。 航路啓開については、県が策定している港湾 BCP 計画等を基に、水域施設の閉塞状況や岸壁等係留施設の荷役可能状況などを勘案し、災害復旧活動を行う。 【建設部】		
施策 No.57	高速道路の維持	個別施策分野:⑤
		横断的分野:D
大規模災害時、救助救出活動や人・モノの輸送、ライフラインの復旧作業等、高速道路が起点となった交通ネットワークが重要な役割を担う。 本市では、沿岸部一部地域の津波避難場所であり、また東九州自動車道佐伯堅田インターチェンジに隣接している「佐伯市総合運動公園」を防災拠点と位置付けているため、その耐震化や補修工事、4車線化の早期事業化など、国への要請や連携を強化する。 【建設部】		
施策 No.54 (再掲)	防災拠点運用体制の構築	個別施策分野:④
		横断的分野:A
大規模災害時、災害対応の拠点となるのは「市役所本庁舎」と「消防本部」になる。また、自衛隊・警察・消防・電力会社等、救援や復旧活動に参集する機関や団体が集結する、防災拠点の確保も急務になる。 本市では、「佐伯市総合運動公園」及び「道の駅」を関係機関が集結する場所である防災拠点として事前に位置づけるとともに、機関ごとのゾーン割りや訓練による連携確認等、早期対応に向けた体制整備を推進する。 【防災局】		

リスクシナリオ 6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ、地域が衰退する事態	
施策 No.58	事前復興計画の策定及び復興事前準備の推進	個別施策分野：① 横断的分野：A
大規模災害からの復興において、法定の復興計画への取掛りが遅れることにより、復興が遅れ、住民意向の変化に対応できないことが想定される。 事前復興計画及び事前復興まちづくり計画の策定により、発災後の迅速な復興に向けたプロセスやビジョンを検討し、復興の質とスピードを確保する。 また、計画に定める復興事前準備を着実に実行するとともに、訓練を通じて職員や関係機関と事前復興に関する意識を共有する。 【防災局】		

リスクシナリオ 6-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興できなくなる事態	
施策 No.59	民間企業との協力体制の整備	個別施策分野：② 横断的分野：A
大規模災害からの復旧・復興には、家屋の危険度判定や重機操作などの様々な分野に属する専門知識を有する者が必要となる。 道路復旧や被害調査など、不足する人やモノについても、応急対策活動や建設資機材リース等、支援協力にかかる協定を民間企業とも結びながら、早期の復旧・復興に向けた体制づくりを推進する。 【防災局】		
施策 No.28 （再掲）	支援受入体制の整備	個別施策分野：① 横断的分野：A
大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、本市で策定している「佐伯市災害時受援計画」及び「佐伯消防受援計画」を活用し、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進する。また、物資の受入れ等について、速やかな搬送が可能な体制づくりの構築を推進する。 【防災局】		

リスクシナリオ 6ー3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
施策 No.60	地域コミュニティの強化	個別施策分野：②
		横断的分野：B
地区住民の分散や孤立など、大規模災害発生時には、地域でもさまざまな問題が生じるため、住民が生き延び立ち直るには、地域コミュニティの結束力が重要になる。 地域コミュニティの防災力向上には、まず自主防災組織の結成を推進する。 また、区長や自主防災組織が中心となり、防災講話による啓発や避難訓練、避難所運営訓練の実施のほか、地域防災リーダーとしての防災士養成など、地域コミュニティの強化に取り組む。 【防災局、地域振興部】		
施策 No.61	り災証明書発行の迅速化	個別施策分野：①
		横断的分野：E
大規模災害時には多数の世帯が被災することとなる。生活再建に必要となるり災証明書の発行が遅れると、被災した住居の復旧及びまちの復興が遅れることにつながる。 罹災証明書を迅速に発行するため、被害調査の計画策定・進捗管理、タブレット端末を活用したデジタルでの被害調査を可能とするシステムを導入する。 【防災局、市民生活部】		

リスクシナリオ 6ー4	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
施策 No.62	他の自治体との連携強化	個別施策分野：①
		横断的分野：A
災害発生により、本市の処理能力を超える災害廃棄物、ガレキ等が大量に発生した場合、道路啓開活動が遅れ早期の復旧・復興の妨げとなるおそれがある。 万一来に備え、他自治体とも広域的な連携が可能となるよう、災害廃棄物処理について推進体制の強化を図る。 【市民生活部】		
施策 No.37 (再掲)	災害廃棄物処理の対策	個別施策分野：②
		横断的分野：B
大規模災害により発生する廃棄物(漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む)処理については、「佐伯市災害廃棄物(ごみ)処理計画」に基づき、本市での対応を基本としながらも、円滑な受援にも繋がるよう、仮置き場のリスト化などの処理マニュアル策定や、車両・施設の整備、維持管理を推進する。 また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応する。 【市民生活部】		

リスクシナリオ 6-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
施策 No.63	仮設住宅・仮事業所の確保	個別施策分野：②
		横断的分野：A
被災後の生活を立て直すためにも、避難所から出て、仮設住宅等へ移る必要がある。そのために、仮設住宅用地の確保や仮設住宅の建設、又は民間借家の借上げ(見直し仮設住宅)など、復興に向けた速やかな対応を図る。 また、事業所も同様に、仮事業所の用地確保や空き家等の利活用など、復興に向けた支援のあり方を検討する。		
【建設部】		

リスクシナリオ 6ー6	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
施策 No.64	災害時の歴史文化資源のレスキュー体制の構築	個別施策分野：①
		横断的分野：A
大規模自然災害発生時には、通常業務に従事できる職員が制限されることで、文化財被害調査・復旧を担う人材が不足して、文化財の廃棄・散逸、または復旧に後れを来す危険性があるため、必要な調査やレスキューを迅速に行う体制の構築を行う。		
【教育委員会】		

6. 個別施策分野ごとの対応施策

① 行政機能・警察・消防等

No.	施策名	リスクシナリオ
5	住宅密集地における大規模火災の防止	1－2
6	人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成	1－2
7	消防機能の強化	1－2
11	防災拠点の整備	1－3
16	事前避難に係る体制の整備	1－3
24	消防団・ボランティアとの連携・協力体制の構築	2－1
25	関係機関との連携強化	2－1
26	消防職員・消防団員の応援要請	2－1
28	支援受け入れ態勢の整備	2－2、2－4 3－1、4－1 5－3、6－2
30	男女共同参画の視点からの防災推進	2－3
31	関係機関、関係企業との協力体制構築及び協定締結	2－4
46	災害対策本部の機能確保	3－1
47	業務継続計画(BCP)の管理	3－1
48	職員の防災意識向上	3－1
49	市管理施設の維持管理	3－1
58	事前復興計画の策定及び復興事前準備の推進	6－1
61	り災証明書発行の迅速化	6－3
62	他の自治体との連携強化	6－4
64	災害時の歴史文化遺産のレスキュー体制の構築	6－6

② 住宅・都市・環境・地域

No.	施策名	リスクシナリオ
1	建物の耐震化	1－1
2	家具の転倒防止	1－1
4	老朽危険空き家対策	1－1
8	津波避難施設の適切な管理	1－3
9	避難路等の整備	1－3
10	避難所・避難場所の整備	1－3、2－3
12	避難訓練の促進	1－3
15	ハザードマップの作成	1－3、1－4 1－5
17	排水施設等の整備・維持管理	1－4、2－7 5－3
29	避難所運営マニュアルの適正管理	2－3
32	給配水施設の整備・給水体制の確立	2－4、5－3
33	救援ポイントの整備	2－4、2－6 5－4
37	災害廃棄物処理の対策	2－5、4－2 6－4
40	地域との連絡体制の整備	2－6
52	海上・湾内・港湾への油の流出対応	4－2
59	民間企業との協力体制の整備	6－2
60	地域コミュニティの強化	6－3
63	仮設住宅・仮事業所の確保	6－5

③ 保険医療・福祉・教育

No.	施策名	リスクシナリオ
13	防災教育の推進	1－3
14	要配慮者の避難支援	1－3
27	救命講習の啓発	2－2
36	し尿処理の対策	2－5、5－3
38	健康管理体制の整備	2－5
45	公衆衛生環境の整備	2－7
50	一般家庭・民間企業における避難体制の確立	4－2

④ 情報・産業・エネルギー

No.	施策名	リスクシナリオ
41	多様な連絡手段の確保	2－6、5－1
42	情報ネットワークの整備・維持管理	2－6、5－1
43	防災・行政ラジオ及び防災行政無線の有効活用	2－6
44	ドローンの活用	2－6
54	防災拠点運用体制の構築	5－1、5－4
55	多様な情報伝達手段の確保	5－1
56	避難所等の電力の確保	5－2

⑤ 交通・物流・国土保全

No.	施策名	リスクシナリオ
3	橋梁・道路の改修及び維持管理	1-1、2-2 2-6、4-1 5-4
18	河川氾濫の防止	1-4、2-6
19	残土用地の確保	1-4、2-2 2-6、5-4
21	災害危険予想地域等の状況確認	1-5
23	急傾斜地の崩壊対策	1-5、2-6
34	備蓄食料等の確保・管理	2-4、4-1
35	道路・航路啓開計画の運用	2-4、5-3 5-4
51	主要道路・港湾・漁港の強化	4-2、5-1 5-3、5-4
57	高速道路の維持	5-4

⑥ 農林水産

No.	施策名	リスクシナリオ
20	ため池の維持管理	1-4
22	森林の保全	1-5、4-3
39	港湾・漁港施設等の改修・耐震化及び維持管理	2-6
53	農地の保全	4-3

7. 横断的分野ごとの対応施策

A リスクコミュニケーション(情報の共有、訓練・啓発等)

No.	施策名	リスクシナリオ
2	家具の転倒防止	1-1
16	事前避難に係る体制の整備	1-3
21	災害危険予想地域等の状況確認	1-5
24	消防団・ボランティアとの連携・協力体制の構築	2-1
25	関係機関との連携強化	2-1
26	消防職員・消防団員の応援要請	2-1
27	救命講習の啓発	2-2
28	支援受入体制の整備	2-2、2-4 3-1、4-1 5-3、6-2
29	避難所運営マニュアルの適正管理	2-3
30	男女共同参画の視点からの防災推進	2-3
31	関係機関、関係企業との協力体制構築及び協定締結	2-4
33	救援ポイントの整備	2-4、2-6 5-4
35	道路・航路啓開計画の運用	2-4、5-3 5-4
40	地域との連絡体制の整備	2-6
41	多様な連絡手段の確保	2-6、5-1
46	災害対策本部の機能確保	3-1
47	業務継続計画(BCP)の管理	3-1
48	職員の防災意識向上	3-1
50	一般家庭・民間企業における避難体制の確立	4-2
54	防災拠点運用体制の構築	5-1、5-4
55	多様な情報伝達手段の確保	5-1
58	事前復興計画の策定及び復興事前準備の推進	6-1
59	民間企業との協力体制の整備	6-2
62	他の自治体との連携強化	6-4
63	仮設住宅・仮事業所の確保	6-5
64	災害時の歴史文化資源のレスキュー体制の構築	6-6

B 地域の生活機能維持・活性化

No.	施策名	リスクシナリオ
5	住宅密集地における大規模火災の防災	1-2
8	津波避難施設の適切な管理	1-3
9	避難路等の整備	1-3
14	要配慮者の避難支援	1-3
18	河川氾濫の防止	1-4、2-6
19	残土用地の確保	1-4、2-2 2-6、5-4
22	森林の保全	1-5、4-3
23	急傾斜地の崩壊対策	1-5、2-6
34	備蓄食料等の確保・管理	2-4、4-1
36	し尿処理の対策	2-5、5-3
37	災害廃棄物処理の対策	2-5、4-2 6-4
38	健康管理体制の整備	2-5
42	情報ネットワークの整備・維持管理	2-6、5-1
45	公衆衛生環境の整備	2-7
51	主要道路・港湾・漁港の強化	4-2、5-1 5-3、5-4
52	海上・湾内・港湾への油の流出対応	4-2
53	農地の保全	4-3
56	避難所等の電力の確保	5-2
60	地域コミュニティの強化	6-3

C 防災教育・人材育成

No.	施策名	リスクシナリオ
6	人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成	1－2
12	避難訓練の促進	1－3
13	防災教育の推進	1－3
15	ハザードマップの作成	1－3、1－4 1－5

D 老朽化対策

No.	施策名	リスクシナリオ
1	建物の耐震化	1－1
3	橋梁・道路の改修及び維持管理	1－1、2－2 2－6、4－1 5－4
4	老朽危険空き家対策	1－1
7	消防機能の強化	1－2
10	避難所・避難場所の整備	1－3、2－3
11	防災拠点の整備	1－3
17	排水施設等の整備・維持管理	1－4、2－7 5－3
20	ため池等の維持管理	1－4
32	給配水施設の整備・給水体制の確立	2－4、5－3
39	港湾・漁港施設等の改修・耐震化及び維持管理	2－6
43	防災・行政ラジオ及び防災行政無線の有効活用	2－6
49	市管理施設の維持管理	3－1
57	高速道路の維持	5－4

E デジタル活用

No.	施策名	リスクシナリオ
44	ドローンの活用	2－6
61	り災証明書発行の迅速化	6－3

8. リスクシナリオ、個別施策分野及び横断的分野ごとの対応施策の整理

		個別施策分野					
		①	②	③	④	⑤	⑥
リスクシナリオ	1-1		1、2、4			3	
	1-2	5、6、7					
	1-3	11、16	8、9、10 12、15	13、14			
	1-4		15、17			18、19	20
	1-5		15			21、23	22
	2-1	24、25、26					
	2-2	28		27		3、19	
	2-3	30	10、29				
	2-4	28、31	32、33			34、35	
	2-5		37、	36、38			
	2-6		40、33		41、42、43 44	3、18、19 23	39
	2-7		17	45			
	3-1	28、46、47 48、49					
	4-1	28				3、34	
	4-2		37、52	50		51	
	4-3						22、53
	5-1				41、42、43 44、54、55		
	5-2				56	51	
	5-3	28	17、32	36		35、51	
	5-4	35	33		54	3、19、51 57	
	6-1	58					
	6-2	28	59				
	6-3	61	60				
	6-4	62	37				
	6-5		63				
	6-6	64					

		横断的分野				
		A	B	C	D	E
リスクシナリオ	1-1	2			1、3、4	
	1-2		5	6	7	
	1-3	16	8、9、14	12、13、15	10、11	
	1-4		18、19	15	17、20	
	1-5	21	22、23	15		
	2-1	24、25、26				
	2-2	27、28	19		3	
	2-3	29、30			10	
	2-4	28、31、33 35	34		32	
	2-5		36、37、38			
	2-6	33、40、41	18、19、23、 42		3、39、43	44
	2-7		45		17	
	3-1	28、46、47 48			49	
	4-1	28	34		3	
	4-2	50	37、51、52			
	4-3		22、53			
	5-1	41、54、55	42		43	44
	5-2		51、56			
	5-3	28、35	36、51		17、32	
	5-4	33、35、54	19、51		3、57	
	6-1	58				
	6-2	28、59				
	6-3		60			61
	6-4	62				
	6-5	63				
	6-6	64				

		横断的分野				
		A	B	C	D	E
個別施策分野	①	16、24、25 26、28、30 31、46、47 48、58、62 64	5	6	7、11、49	61
	②	2、29、33 40、59、63	8、9、37 52、60	12、15	1、4、10 17、32	
	③	27、50	14、36、38 45	13		
	④	41、54、55	42、56		43	44
	⑤	21、35	18、19、23 34、51		3、57	
	⑥		22、53		20、39	

9. 重点施策の抽出

限られた資源で効率的かつ効果的に強靱化を進めるため、県地域計画と連携を図りながら、緊急性や地域性を考慮のうえ、施策の優先順位付けを行い、下記施策を重点事業とした。

No.	施策名	リスクシナリオ
3	橋梁・道路の改修及び維持管理	1-1、2-2 2-6、4-1 5-4
9	避難路等の整備	1-3
10	避難所・避難場所の整備	1-3、2-3
13	防災教育の推進	1-3
15	ハザードマップの作成	1-3、1-4 1-5
17	排水施設等の整備・維持管理	1-4、2-7 5-3
18	河川氾濫の防止	1-4、2-6
23	急傾斜地の崩壊対策	1-5、2-6
28	支援受入体制の整備	2-2、2-4 3-1、4-1 5-3、6-2
32	給配水施設の整備・給水体制の確立	2-4、5-3
38	健康管理体制の整備	2-5
39	港湾・漁港施設等の改修・耐震化及び維持管理	2-6
42	情報ネットワークの整備・維持管理	2-6、5-1
46	災害対策本部の機能確保	3-1
47	業務継続計画(BCP)の管理	3-1
51	主要道路・港湾・漁港の強化	4-2、5-1 5-3、5-4
58	事前復興計画の策定及び復興事前準備の推進	6-1
60	地域コミュニティの強化	6-3
61	り災証明書発行の迅速化	6-3